

入札公告

下記の業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第75条の規定に基づき公告する。

令和元年6月5日

伊賀市長 岡本 栄

| 1 一般競争入札に付する事項 | |
|--|---|
| (契約番号) | (2019000606) |
| (1) 業務委託名 | 2019年度 社会資本整備総合交付金事業 橋梁長寿命化修繕計画策定事業 橋梁点検業務委託 上野-1工区 |
| (2) 履行場所 | 伊賀市 上野管内 地内 |
| (3) 業務概要 | 橋梁点検 (L=15m未満) N=52橋 橋梁点検 (L=15m以上) N=62橋 健全度評価(L=15m未満) N=52橋 健全度評価(L=15m以上) N=62橋 |
| (4) 履行期間 | 契約の日から 130日間 |
| (5) 業務担当課 | 建設部 道路河川課 |
| 2 参加資格に関する事項 | |
| (1) 地域要件 | 市内・準市内(三重県に本店を有する業者) |
| (2) 登録部門 | 土木関係建設コンサルタント-鋼構造物及びコンクリート |
| (3) 事務所要件 | 技術士、技術管理者又はRCCMが複数在籍すること(内1名は該当部門の資格者であること) |
| (4) 配置技術者要件 | 管理技術者 技術士、技術管理者又はRCCM(いずれも「鋼構造物及びコンクリート」部門)の資格保持者を配置できること |
| | 照査技術者 技術士、技術管理者又はRCCM(いずれも部門指定なし)の資格保持者を配置できること |
| (5) 業務履行実績 | 求めない。 |
| (6) その他 | ① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者 ② 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者 ③ (4)配置技術者要件 の項目に関する資格審査は、落札候補者決定後に行う ④ 管理技術者は伊賀市に登録した技術者とする |
| 3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項 | |
| (1) 添付書類 | なし |
| (2) 提出期間 | 本公告の日から 令和元年6月11日(火)午後4時30分まで |
| (3) 提出場所 | 伊賀市役所4階 総務部契約監理課(持参により提出) |
| (4) 設計図書等の閲覧 | 本公告の日から 入札日の前日まで、伊賀市ホームページに掲載する。 |
| (5) 質問受付期間 | 本公告の日から 令和元年6月11日(火)午後4時30分まで |
| (6) 質問の回答 | 令和元年6月13日(木)から契約監理課で閲覧及び伊賀市ホームページに掲載する。 |
| 4 入札参加者の決定及び入札に関する事項 | |
| (1) 参加資格の可否 | 参加確認申請書と添付書類等を審査のうえ決定し、資格無し者のみFAX及び郵送により通知する。 当該通知は、6月13日(木)までに行う。 |
| (2) 入札(開札)日時 | 令和元年6月27日(木) 午前10時30分 |
| (3) 入札(開札)場所 | 伊賀市役所4階 会議室401 |
| (4) 入札方法 | 郵便による入札(一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による) |
| (5) 提出期限 | 令和元年6月26日(水) 必着 |
| (6) 提出先 | 〒518-8799 日本郵便株式会社三重上野郵便局留 伊賀市総務部契約監理課 行 |
| (7) 予定価格(税込み) | 16,412,000円 ※予定価格の設定に際し適用する税率(消費税と地方消費税を合わせた税率)は10%です。 |
| (8) 最低制限価格 | 有(予定価格の10分の9から10分の7の範囲内で設定) |
| (9) 入札保証金 | 免除 |
| (10) 契約保証金 | 伊賀市会計規則第99条の規定による。 |
| (11) 入札の無効 | 伊賀市会計規則第81条の規定に該当する入札は無効とする。 |
| (12) 入札の中止 | 伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項の規定による。 |
| 5 支払い条件 | |
| (1) 前払金 | あり |
| (2) 部分払 | なし |
| 6 その他 | |
| (1) 納税証明書等(未納税額のない:入札日から起算して6か月以内のもの)の提示がないと、当該入札には参加できない。 | |
| (2) 当該入札に際し、設計内訳書(入札金額の算出の根拠となる見積書)の提出を求めます。なお、提出のない者の入札は無効とする。 提出する内訳書は、表紙及びNo.1~2とする。 | |
| 特記事項 | 本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。 落札候補者の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日(伊賀市の休日を定める条例(平成16年条例第2号)に規定する休日を除く)の午後4時30分までに、配置予定技術者届を提出すること。 |